

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務(システム標準化以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保険の向上に寄与することを目的とする。母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等を行う事務である。</p> <p>このうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付に関する事務 妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付を行い、妊娠中の経過や出生後の子供の発育や発達等の記録の管理・保管に関する業務を行う。 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。 母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務 保健指導に関する事務を行う。 こども家庭センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第22条第1項第1号から5号で定める事務を行う。 未熟児養育事業に関する事務 未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、及び費用の徴収を行う。 <p>【中間サーバ・システム連携基盤番号連携サーバにおける事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人番号識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub (PMH)、基幹系ファイルサーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表70の項 ・番号法19条6号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、95の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
②所属長の役職名	母子保健担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行う。 ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に個人情報が含まれていないか、必ず確認する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点での集計か	2021/10/1	2022/10/1		
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目1. 取扱者数いくつかの時点での計数か	2021/10/1	2022/10/1		
令和5年3月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	母子保健情報システム、システム連携基盤、中間サーバー	母子保健情報システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	右記を追記	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。 	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>(省略)</p> <p>②番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>③番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>③番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>(省略)</p>	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	母子保健情報システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の49の項 ・番号法19条6号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表70の項 ・番号法19条6号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の56条の2の項、69の2の項</p>	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、95の項</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども保健福祉課長	母子保健担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来局こども支援部こども保健福祉課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども未来局こども支援部こども保健福祉課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行う。 ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に個人情報が含まれていないか、必ず確認する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>(省略)</p> <p>2 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>2 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。</p> <p>(省略)</p>	事前	
令和7年7月31日	Ⅰ関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	右記を追加	<p>の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務について、次の項番4.5を追記</p> <p>4 こども家庭センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第22条第1項第1号から5号で定める事務を行う。</p> <p>5 未熟児養育事業に関する事務 未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、及び費用の徴収を行う。</p>	事前	
令和7年7月31日	Ⅰ関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>(省略)</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p>	<p>(省略)</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub(PMH)	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub(PMH)、基幹系ファイルサーバ	事前	
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点での集計か	令和6年10月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 取扱者数いくつかの時点での計数か	令和6年10月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅳリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない